

大阪湾フェニックス事業について

令和3年2月

大阪湾広域臨海環境整備センター

- ① 大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に埋立処分し、大阪湾圏域の生活環境の保全を図ること。
- ② 埋立てによってできた土地を活用して、港湾の秩序ある整備をし、地域の均衡ある発展に寄与すること。

廃棄物の適正処理と都市の活性化という
2つの社会的要請に応え、快適な都市環境
を守り新しい大地を造る画期的な事業

1 名称

大阪湾広域臨海環境整備センター

2 根拠法律

広域臨海環境整備センター法

3 設立

昭和57年（1982年）3月1日

4 理事長

金澤 和夫（兵庫県副知事）

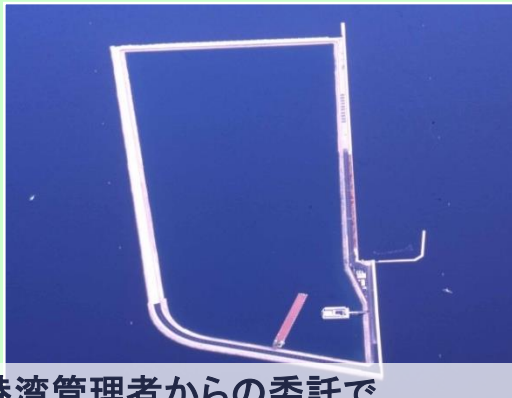
5 所在地

大阪市北区中之島二丁目2番2号
大阪中之島ビル9階

大阪湾フェニックスセンターの業務

(あらまし①ページの補足資料)

フェニックスセンター 護岸建設（港湾事業）



港湾管理者からの委託で
廃棄物埋立護岸を建設



排出者からの委託で
廃棄物を埋立処分

土地造成



廃棄物の埋立による
臨海部土地造成

土地の 引渡し

港湾管理者

造成地の活用

野外コンサート会場



中古車 オークション会場



完成自動車 積出ふ頭



広域処理対象区域（フェニックス圏域）

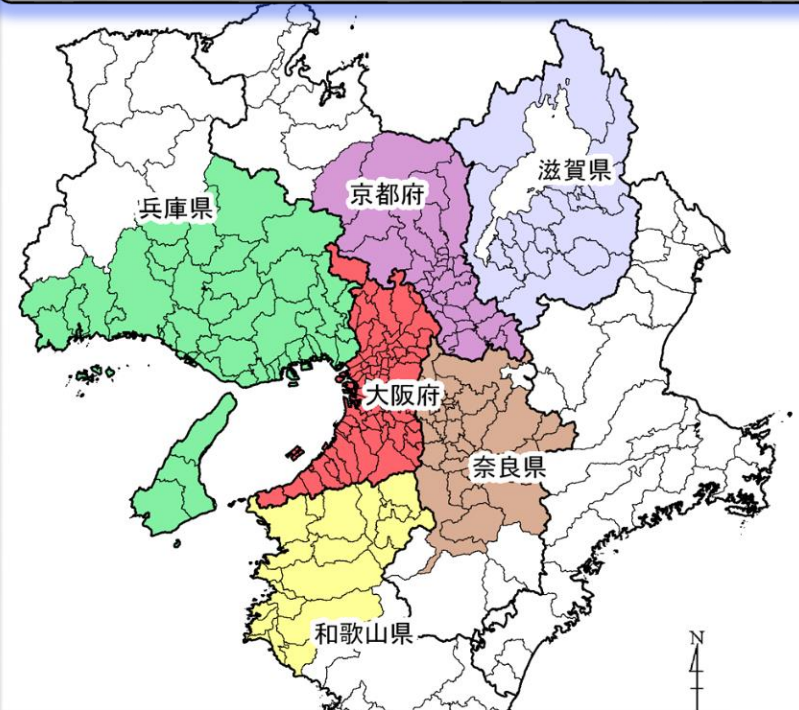
▼ フェニックス事業に参画する市町村 ▼

（あらかし①ページ）

フェニックス圏域の全国シェア(H27)

	大阪湾圏域	全国	シェア
自治体 (令和元年度末)	2府4県 168市町村	47都道府県 1,718市町村	9.8%
面積	18,862km ²	377,972km ²	4.9%
人口 (令和元年度末)	20百万人	127百万人	15.7%

近畿2府4県にまたがる 広域処理対象区域 (フェニックス圏域)



168市町村から発生する
廃棄物を適正に最終処分

4つの指定港湾

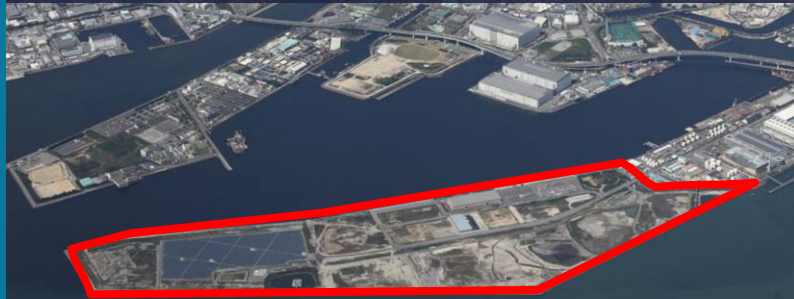
(あらかし①ページの補足資料)

○: 処分場位置



1
期
事
業

尼崎沖埋立処分場(兵庫県)



泉大津沖埋立処分場(大阪府)



2
期
事
業

神戸沖埋立処分場(神戸市)



大阪沖埋立処分場(大阪市)



 処分場範囲

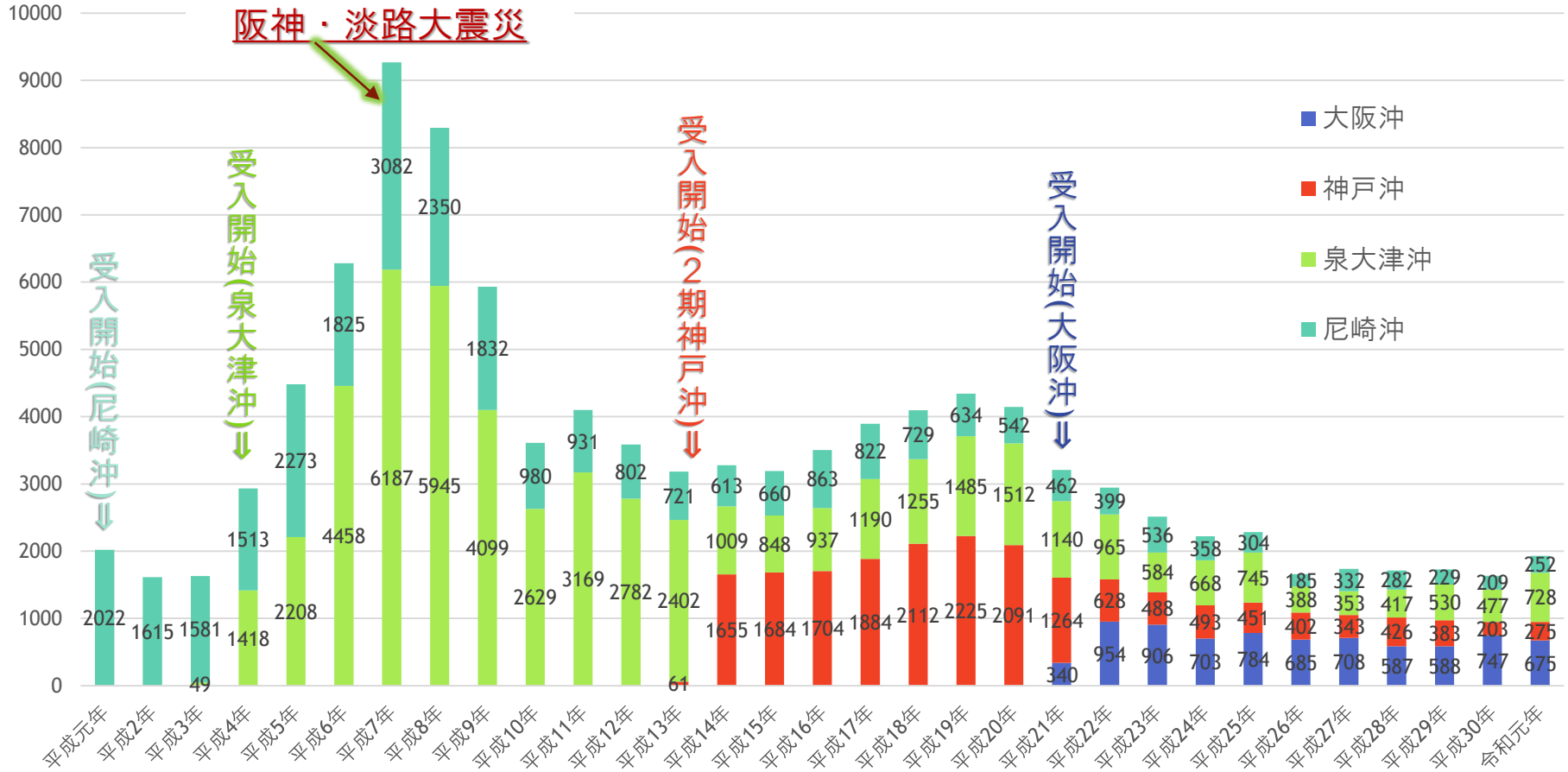
処分場全景(平成27年9月撮影) 7

廃棄物の受入れ状況

(あらかし①ページの補足資料)

廃棄物の処分場別受入量の推移

単位：千 t



処分場の埋立状況

(あらかし①ページの補足資料)

大阪湾フェニックス計画における埋立処分場の埋立状況 (令和2年3月31日現在)

	名称	計画認可年	計画容量 (万m ³)	埋立量 (万m ³)	残容量 (万m ³)	進捗率 (%)
1期 事業	尼崎沖	昭和60年	1,578	1,569	9	99.4
	泉大津沖	昭和60年	3,080	3,017	63	98.0
2期 事業	神戸沖	平成9年	1,500	1,149	351	76.6
	大阪沖	平成12年	1,398	551	847	39.4
合 計			7,556	6,286	1,270	83.1

大阪湾センターにおける 環境保全の取組

(2期神戸沖埋立処分場での実施例)

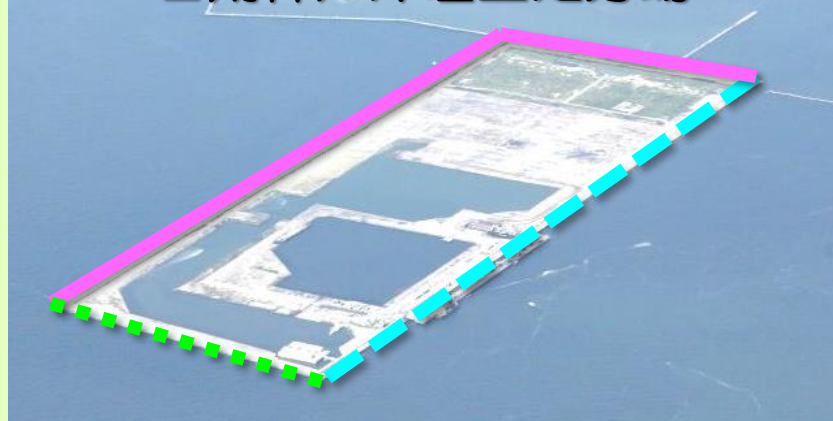
環境配慮型護岸の採用

(あらかし②ページの補足資料)

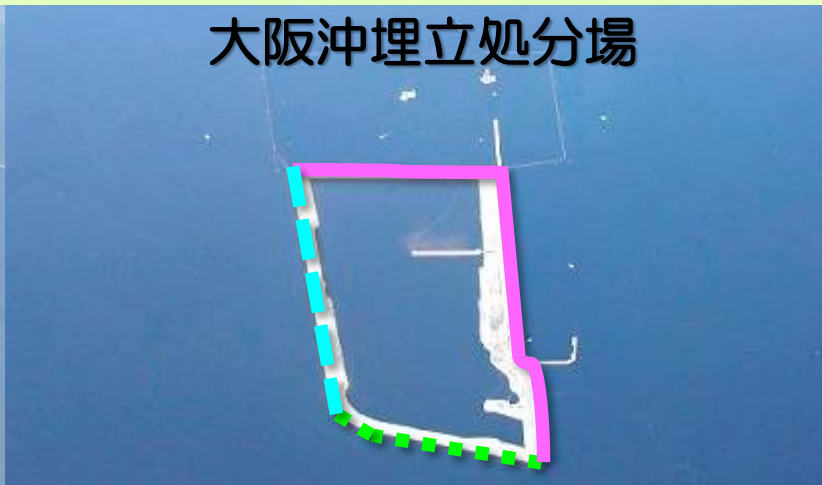
これまで環境配慮型護岸（緩傾斜護岸、傾斜護岸）を採用し、自然との共生を目指した事業を推進

- 直立護岸
- - - 傾斜護岸
- - - 緩傾斜護岸

2期神戸沖埋立処分場



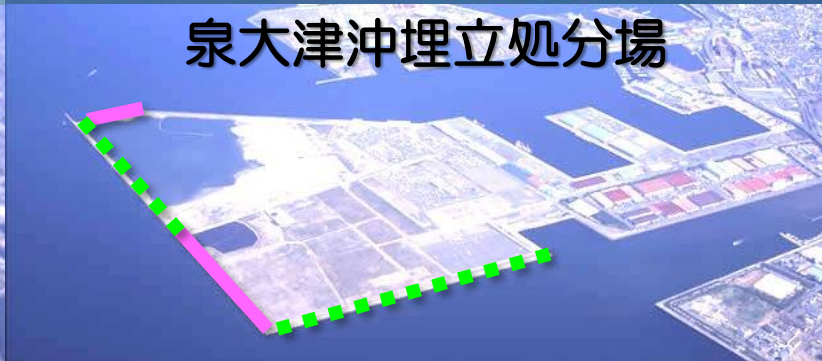
大阪沖埋立処分場



尼崎沖埋立処分場

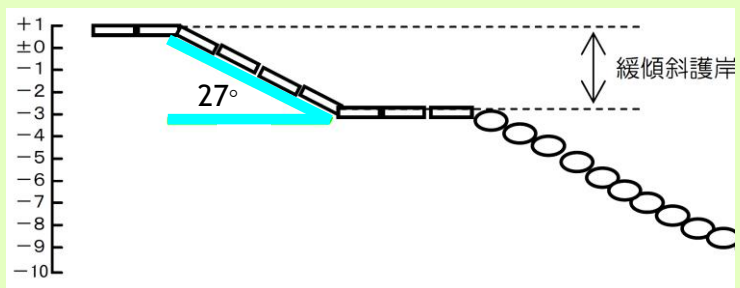
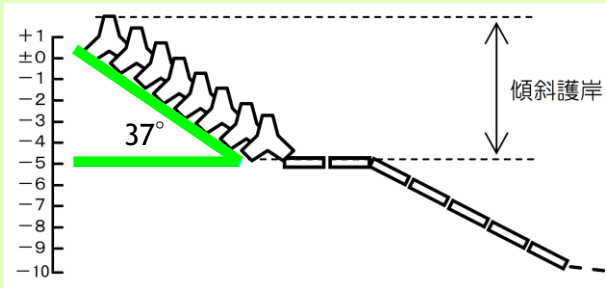
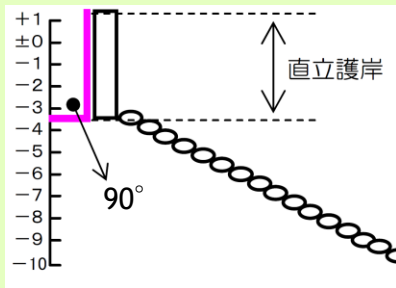
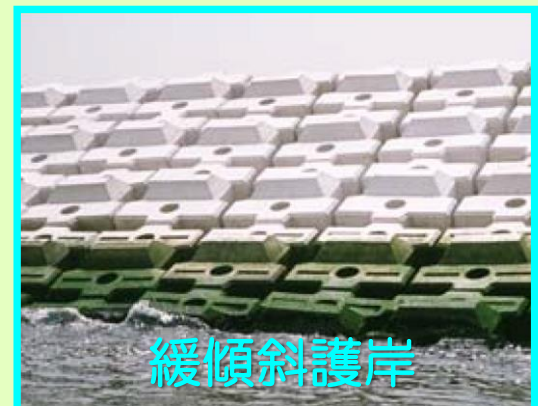


泉大津沖埋立処分場



護岸形式の種類

より多様な生物が生息できるように、傾斜護岸や緩傾斜護岸を採用して、護岸前面に藻場や魚類の生息空間である浅場を形成



環境配慮型護岸の評価

モニタリング調査では2期神戸沖埋立処分場の護岸に多くの多様な生物が生育・生息していることを確認



運搬船内の廃棄物を積込機械で揚陸する際の廃棄物の落下を防ぐため、土砂落下防止シートを用いて揚陸



積込機械
(バックホウ)

運搬船

土砂落下防止シート

粉じんの飛散状況の確認

粉じん調査を行って、「粉じんの敷地境界線上の排出基準値」に比べて極めて低い値であることを確認

項目	測定結果 (令和元年度の 事後調査結果)	敷地境界線上の 排出基準値
浮遊粉じん	(夏)	1.5mg/m ³ 以下
	午前 0.028mg/m ³	
	午後 0.11mg/m ³	
	(冬)	
午前 0.011mg/m ³		
午後 0.006mg/m ³		



投入した廃棄物や埋立処分場内に降った雨量に応じて発生する余水を排水処理施設で処理

廃棄物処理法の排水基準よりも厳しい環境保全目標を満たすことを確認した上で処分場外に放流



2期神戸沖埋立処分場を含む六甲アイランド南建設事業の工事や廃棄物の埋立てにおいて、大気汚染や水質汚濁、騒音などに対する環境保全措置を実施

項目	環境保全措置
大気 質	<ul style="list-style-type: none">・ 工事関連車両走行による砂塵の飛散を防止するため、埋立地出口に車両洗淨施設を設置・ 工事中の飛砂を防止するため、必要に応じて散水し、出来るだけ早い段階から埋立地の緑化を行う・ 作業船、建設機械は、良質な燃料の使用及び低公害型機種を採用
水質 汚濁	<ul style="list-style-type: none">・ 護岸等の築造の際に発生する濁りが周辺海域へ拡散するおそれがある場合には、汚濁防止膜を展張する・ 埋立期間に場内で発生する浸出水などは、排水処理施設で処理を行い、海域へ放流する
騒音	<ul style="list-style-type: none">・ 夜間の静穏を保持するため原則として夜間工事は実施しない・ 作業船、建設機械は、低公害型機種を採用に努め、整備点検を十分に実施

大気汚染に対する対策

車両の走行による砂塵の飛散防止のため、場内への散水、清掃を実施

散水車



運搬車両

- 処分場及び基地周辺への環境影響を把握するため、**大気質、騒音、水質、底質、悪臭、動物・植物の7項目を測定**
- 埋立処分場から場外へ放流する**排水の水質を監視**
- 各埋立処分場の**周辺海域**で、水質や底質、海生生物のモニタリングなどを実施し、事業活動による海域への影響がないことを確認
- 環境監視調査の結果は、**監視委員会や協議会の場で報告**し、適宜指導を受けることによって、継続的な環境改善に取り組んでいる。
- 排水の水質や埋立処分場周辺の水質について**ウェブサイト**で公表

- 事業実施に先立って環境影響評価を実施
- 環境影響評価の結果に基づいて護岸の建設や廃棄物の埋立の際の**環境保全措置**を実施し、環境に及ぼす影響を最小限にするよう配慮
- 環境影響評価に関する**事後調査**を継続的に実施
- 事後調査の結果を関係府県市の**環境影響評価審査会等**に**報告**し、環境に著しい影響を及ぼす恐れのないことの確認を受ける
- 廃棄物処理法等の**関係法令の遵守**
- エコアクション21**に基づく環境マネジメントシステムを構築